

事務連絡
令和4年7月29日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

旅行業者営業保証金規則等の一部改正について

本年9月1日に施行される供託規則の一部を改正する省令（令和4年法務省令第28号）により、供託申請等における代表者の資格を証する書面などについて登記事項証明書の添付を求めることが明文化されたところ、システム連携（※）により、供託所において登記情報を確認できるようになるため、当該申請等における登記事項証明書の添付を省略できることとなりました。

これを踏まえ、旅行業者営業保証金規則（平成8年法務省・運輸省令第1号）及び旅行業協会弁済業務保証金規則（平成8年法務省・運輸省令第2号）の改正によって、一定の手続における代表者の資格を証する書面等として登記事項証明書の添付を求めることを明文化し、システム連携により、本年9月1日以降、その添付を省略できることとする所要の改正を行いましたので、下記のとおり周知いたします。

※ 供託所のシステムと登記情報システムを連携し、供託所のシステムに申請書等で得られる必要な情報（法人番号等）を入力すれば、登記情報を入手できるよう、法務省においてシステムを構築中（改正省令の施行の日（本年9月1日）までに運用を開始できるよう準備中。）。

記

（1）旅行業者営業保証金規則第10条（営業保証金の取戻し）

旅行業者は、主たる営業所の最寄りの供託所に営業保証金を供託することとされているところ、主たる営業所の所在地を変更する場合、当該変更後の最寄りの供託所に従前と同額の営業保証金を供託した後、従前の供託所に対して営業保証金の取戻しの請求をすることができることとされており、その際、供託物払渡請求書に「主たる営業所の移転の事実を証する書面」等を添付することが求められますが、同書面は実務上、登記事項証明書をもって充てられているところ、その

提出を省略することができることとする所要の改正を行いました。

(2) 旅行業協会弁済業務保証金規則第1条（弁済業務保証金の還付）

旅行業協会の社員等と旅行業務に関し取引をした者は、その取引により生じた債権について、旅行業協会が供託している弁済業務保証金から弁済を受けようとするときは、供託物払渡請求書に「当該債権の認証に係る旅行業協会の代表者の資格を証する書面」等を添付して供託所に提出することが求められますが、同書面は実務上、登記事項証明書をもって充てられているところ、その提出を省略することができることとする所要の改正を行いました。